

＜提出書類について＞ ※セイヨウミツバチ、ニホンミツバチ共通

- ミツバチを飼育する場合（自家用飼育も含む）は、届出が必要です。（養蜂振興法：平成24年6月改正）
- 自宅住所地以外で、蜂蜜などを販売及び譲渡することを目的として蜜蜂を飼育される方については、事前に転飼許可申請が必要となります。（養蜂振興法に係る局長通知の改正：令和5年11月改正、徳島県みつばち転飼条例施行規則：令和6年3月改正）
- 提出書類は、「目的」と「飼い方」によって異なります。

